

老計発第1018001号

老振発第1018001号

老老発第1018001号

平成18年10月18日

一部改正：平成19年1月16日

一部改正：平成24年3月30日

一部改正：平成25年3月29日

一部改正：平成28年1月19日

一部改正：平成30年5月10日

一部改正：令和6年8月5日

都道府県

各指定都市介護保険主管部（局）長殿

中核市

厚生労働省老健局計画課長

振興課長

老人保健課長

地域包括支援センターの設置運営について

地域包括支援センターの設置運営については、これまでも各種会議などにおいてお示ししてきたところであるが、今般、地域包括支援センターの設置運営について、下記のとおり取りまとめたところであるので、御了知の上、管内各市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言に該当するものである。

記

1 用語の定義

この通知における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

配置基準を満たす場合

この場合、(2)なお書の常勤換算方法における勤務延時間数に、指定介護予防支援に従事する時間を含めることができる。

また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員配置基準の対象外であるため、兼務して差し支えない。

また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないとされているが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えない。

(7) センター職員の連携について

センターの職員は、包括的支援事業等に係る業務を適切に実施するため、組織マネジメントを通じて、保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等の3職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力しなければならない。

7 地域包括支援センター運営協議会

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第140条の66第2号ロ）。

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定する必要がある。

その他運営協議会の設置等については、次に掲げる内容を参考とすること。

(1) 設置基準

原則として、市町村ごとに1つの運営協議会を設置する。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1つ設置することで差し支えないが、地域の実情に応じて、例えばセンター毎に設置することも考えられる。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合にあつては、運営協議会についても共同で設置することができる。

(2) 構成員等

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中

立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

- ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号）
- ③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。
なお、運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましい。

(3) 所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- ① センターの設置等に関すること
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等
 - オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- ② センターの職員配置基準に関すること
 - ア センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること
 - イ センターの職員配置基準について施行規則第140条の66第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること（効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。）
 - ウ センターの職員配置基準について施行規則第140条の66第1号ハに定める小規模自治体等における特例を適用すること
- ③ センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること
 - 運営協議会は、一部委託の内容が適切かどうか、次に掲げる事項等をもとにセンターの設置者に対して意見を述べるものとする。
 - ア 事業所の名称及び所在地

イ 事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間

ウ 事業を担当する職員の職種及び員数

④ センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、センターの運営方針及び総合相談支援事業の一部委託方針の内容の適切性や見直しの必要性等について、市町村に対して意見を述べるものとする。

⑤ センターの運営に関すること

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- b 前年度の事業報告書及び収支決算書
- c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
- d その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、3 (1) ⑤アの市町村の評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、アbの事業報告書及びcの評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら評価を行うこととする。

(運営全体に関するもの)

a 組織・運営体制

- ・センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか
- ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか
- ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか
- ・ランチ等との連携の向上につとめているか

b 個人情報の保護

- ・責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。

c 利用者満足度の向上

- ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか
- ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか

d 公平性・中立性の確保

- ・公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか

(個別の事業に関するもの)

e 総合相談支援事業

- ・相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか
- ・当該事業を一部委託している場合、事業の一体性が適切に確保できているか

f 権利擁護事業

- ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか。

g 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか

- ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか

h 介護予防に係るケアマネジメント

- ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか

i 市町村事業との連携

- ・在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか。

ウ 上記のほか、市町村が必要と認めるもの

⑥ センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

⑦ その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

また、4(3)に規定する地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。

(4) 事務局

運営協議会の事務局は、市町村に置く。

(5) 会議の運営

運営協議会の開催方法については、対面による開催に限らず、ICT等を活用した遠隔での開催や書面開催等、地域の実情に応じて柔軟に取扱うことができる。

8 地域包括支援センターの構造及び設備

センターの構造については、特別な施設基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

ただし、職員配置上の問題等により、センターの業務と指定介護予防支援に関する業務を一体に行う場所を設けることが困難である場合には、当面分離することもやむを得ないが、その場合には、以下の点に留意することが必要である。